

令和6年1月26日

被災された貸金業者の皆様へ

日本貸金業協会
業務部
03-5739-3012

令和6年能登半島地震による金融機関等の
報告の提出期限等に係る措置について

このたびの令和6年能登半島地震に伴う災害により被害を受けられた貸金業者の役員及び従業員並びにご家族の皆さまに、謹んでお見舞いを申し上げます。

さて、金融庁ホームページにおいて、「令和6年能登半島地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る措置について」（令和6年1月23日）が公表されました。

つきましては、当該趣旨を踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

【掲載場所】

■金融庁ウェブサイト

[「令和6年能登半島地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る措置について」](#)